

# 情報倫理 ハンドブック



**noa**  
NOA PUBLISHING FIRM.

# 1 情報を利用する

IT や情報社会をめぐる問題やトラブルを避けるための基本的な姿勢について確認しましょう。

## 情報社会の落とし穴



パソコンやスマートフォン、タブレットなど、インターネットに接続できる機器が身近にあり、情報の入手や発信が手軽にできる一方で、**さまざまな問題や課題**が発生しています。

例えば、皆さんのがくなく行った行為がきっかけで、**他者に迷惑をかけたり、犯罪に巻き込まれたりしてしまう**可能性もあります。

以下のような問題は、パソコンやインターネットが日常的に利用されるようになって、起きるようになったトラブルです。

- ⚠ 著作権、肖像権侵害
- ⚠ 個人情報の流出、漏えい
- ⚠ SNS の炎上
- ⚠ コンピューターウィルス
- ⚠ 高額料金請求

☞ 4~7 ページ参照

☞ 8~10 ページ参照

☞ 13~15 ページ参照

☞ 30~32 ページ参照

☞ 41 ページ参照



## 情報を利用するための力



前ページのような危険を避け、安全に「**情報を利用する**」ためには、情報倫理に関する基礎知識を土台とする、以下の2つの力が必要となります。

### 情報を正しく取り扱う力

情報に関する約束事や法律、情報の利用時に守るべき**モラル**や**マナー**を理解し、それらを守って情報を利用する力。  
この力には、ITに限らず社会生活全般に必要とされる、**常識・姿勢・判断力が大切**です。

### 情報の安全性を確保する力

情報を利用するに当たり、自分自身や周りの人たちに降りかかる危険に対する**回避方法**や**技術**を状況に応じて適切に活用することができる力。  
この力には、コンピューター、ネットワークなどITの専門的な知識も必要となります。

## 2 情報を正しく取り扱う

情報を正しく取り扱うために知っておくべき法律やルールなど情報や権利を守る方法や、ネットコミュニケーションツールの利用上の注意について学習しましょう。

### 他者の情報や権利を守る



インターネットを通じて入手できる情報は、誰かが苦労して作り上げまとめたものです。そのことに対する配慮を忘れてはいけません。

#### 01. 著作権を遵守する

「人が考えたことや感じたことを創作的に表現したもの」を**著作物**といいます。著作物の作者には、「自分（作者）以外は、勝手に著作物をコピー・改変したり、販売したりできない。」という権利が与えられます。この権利を**著作権**といい、著作権を持つ人のことを**著作権者**といいます。著作権は他者に譲渡することもできます。ただし、著作者人格権は、譲渡や放棄をすることはできません。

著作物を利用するには、原則として著作権者の許諾が必要になります。レポートや論文などの文章に、著作権者に無断で著作物を複製・転載することを**剽窃（ひょうせつ）**といい、学術上のルール・モラルに反する不正行為となります。また、著作権法に違反する行為であり、懲役刑または罰金刑が科せられることがあります。

他者の文章だけではなく、過去に自分が発表したアイディア・文章・データまたはそれらの一部を、以前に発表したことを明示せずに、再利用することを**自己剽窃**といい、剽窃同様の不正行為となります。

#### ！ レポートのコピペ問題

近年、大学のレポート課題などにおいて、Webサイトや書籍の内容をそのままコピーして、自分の成果物として提出する行為が問題になっています（いわゆる**コピペ問題**）。

これは、他者がまとめた情報を自分の成果に見せかけており、**作者の著作権を侵害する行為**です。決して、行ってはいけません。

## ●著作権法で守られる主な権利

著作権者に与えられる権利（著作権）は、**著作権法**によって詳しく定められています。

著作者人格権	著作者の人格的利益を保護する権利 ※他者に譲渡できない
公表権	著作物を公表するかどうかを決める権利
氏名表示権	著作物に著作者名を表示するかどうか、どういう名義で表示するかを決める権利
同一性保持権	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利
著作権（財産権）	
複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により再製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演、演奏する権利
上映権	著作物を公に上映する権利
出版権	著作物を出版物として頒布・販売する権利
公衆送信権 等	著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
翻訳権・翻案権 等	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する権利	翻訳物、翻案物など、二次的著作物を利用する権利
著作隣接権	著作物の伝達を行う演奏家・俳優・レコード製作者、放送事業者などに与えられる権利
演奏家、俳優などの録音権・録画権	自分の実演を録音・録画する権利

※著作権は、原則として著作者の死後 70 年を経過するまで保護されます。著作者が不明なときは、公表された時点から 70 年を経過するまで保護されます。死亡または公表時の翌年 1 月 1 日から起算します。



- ▶シーン別に情報の扱い方が学べる実用的な構成
- ▶ネット上のトラブル対策など、豊富な事例で具体的に解説
- ▶巻末に要点復習のための習得度チェックシートを収録